

---

平成31年1月(第10回)  
肝付町農業委員会定例総会

---

1. 日 時 平成31年1月25日(金曜日) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (13名) 12番欠番

|    |     |    |    |
|----|-----|----|----|
| 委員 | 1番  | 坂口 | 利邦 |
| 委員 | 2番  | 内倉 | 孝子 |
| 委員 | 3番  | 富永 | 浩二 |
| 委員 | 4番  | 白田 | 利秋 |
| 委員 | 5番  | 中嶋 | 睦巳 |
| 委員 | 8番  | 永野 | 易美 |
| 委員 | 9番  | 大窪 | 輝則 |
| 委員 | 10番 | 藤井 | 勇次 |
| 委員 | 11番 | 福田 | 智浩 |
| 委員 | 13番 | 冷水 | 正行 |
| 委員 | 14番 | 吉永 | 良行 |
| 委員 | 15番 | 福園 | 幸雄 |
| 会長 | 16番 | 鶴岡 | 和喜 |

4. 欠席委員 6番 中村重治 7番 上岡ヒトミ

5. 議事録署名委員 4番 白田利秋 5番 中嶋睦巳

6. 議 題 議案第33号 農地法第3条許可申請の件について  
議案第34号 農地法第5条許可申請の件について  
議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について  
2 あっせん委員の選任について  
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

|      |    |    |
|------|----|----|
| 事務局長 | 有田 | 稔  |
| 次 長  | 一松 | 敬一 |
| 係 長  | 有留 | 幸弘 |

10. — 閉会 —

11. 会議の概要 会議の概要は次のとおり

## 第 10 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、平成 30 年度肝付町農業委員会第 10 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 15 名中 13 名です。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、議長は会長が務めることになっていきますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長にお願い致します。</p>   |
| 議長  | <p>まずは、先月 12 月 29 日に、同僚委員である中西委員が亡くなられましたので、黙とうを致しますのでお願いします。(1 分間、黙とう)</p> <p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、4 番の白田利秋委員と 5 番の中嶋睦巳委員をお願いいたします。本日の議題は、議案第 33 号から議案第 35 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 33 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>議案第 33 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は 5 件で、全て所有権移転で、売買が 4 件、贈与が 1 件となっています。</p> <p>売買の 4 件は、田が 4 筆で 3,175 平方メートル、畑が 1 筆で 2,402 平方メートル、贈与の 1 件は、畑が 1 筆 1,169 平方メートルであります。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆 1,169 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆 2,402 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番で、田が 1 筆 463 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇子氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番で、田が 1 筆 1,605 平方メートルです。</p> <p>整理番号 5 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番外 1 筆で、田が 2 筆 1,107 平方メートルです。</p> <p>以上、5 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | 以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。  |
| 議 長  | 只今、事務局より説明がありました、1番から5番まであります。お目通し下さい。<br>それでは、5件の申請について審議します。異議意見等ありませんか。  |
|      | 【異議なしとの声あり。】  |
| 議 長  | 異議なしということですので、5件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。<br>つづきまして2ページをお開きください。議案第34号農地法第5条許可申請の件「5-30-25」について、事務局の説明を求めます。  |
| 事務局  | 農地法第5条許可申請の件「5-30-25」について、ご説明いたします。<br>借人が、肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。<br>申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、畑が2筆計1,929平方メートルで、転用目的が牛舎と休憩所を建てたいということで申請が出ております。この案件は12月総会で農振除外の申請が出た案件でありまして、その時に皆さんに審議を頂いた案件であります。内容につきましてはその時点から変更がありません。2月にこの農振除外の用途区分変更の手続きが終了する予定であるということで、今回5条の申請が出たところでありまして。以上、審議方よろしくお願ひいたします。 |
| 議 長  | はい、「5-30-25」については、只今事務局が説明したように12月の総会で、農振除外の申請で審議し、農業委員会としては許可相当としたところでありまして、今回5条申請されました。この件について審議いたします。異議、意見等ございませんでしょうか。 はい、中嶋委員。   |
| 中嶋委員 | 5番、中嶋です。現地調査の方はどうなのでしょう。  |
| 議 長  | 現地調査は12月の農振除外申請の時に、上岡委員と大窪委員がなされまして12月に説明されました。   |
| 中嶋委員 | それと同様ということですね。  |
| 議 長  | はい。他にありませんか。  |
|      | 【なしとの声あり】   |
| 議 長  | なしとの声がありますが、よろしいでしょうか。  |
|      | 【異議なしとの声あり】   |
| 議 長  | それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-25」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。<br>つづきまして3ページをお開きください。<br>次に農地法第5条許可申請の件「5-30-26」について、事務局の説明を求めます。   |
| 事務局  | 農地法第5条許可申請の件「5-30-26」について、ご説明いたします。<br>譲受人が肝付町前田〇〇〇番地〇 〇〇住宅〇〇棟〇〇号 〇〇〇〇 さんで、譲渡人が〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇マンション〇棟〇〇号 〇〇〇〇さ   |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>んです。</p> <p>申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 379 平方メートルとなっています。転用目的が一般住宅を建てたいということで、現在借家住まいであり、手狭になったため、実家に近い申請地に住宅を建築したいということで申請が出ております。農地の区分が第2種農地の市街地近接農地に該当致します。場所につきましては下にありますとおり、役場から県道沿いを後田方面に向かいますと、〇〇があります。そこから南へ左折いたしまして、しばらく行きますと〇〇地区公民館がありますが、そこから約 100 メートル更に南へ行ったらところが申請地になります。配置図につきましては右にありますとおり、住宅を奥に建てまして、手前の方に浄化槽を付けるということであります。浄化槽等の排水につきましては東側の道路側溝に流すということで申請が出ております。</p> <p>以上、よろしくご審議願いたします。</p>  |
| 議 長  | <p>はい、「5-30-26」について、2名の委員が現地調査をされております。藤井委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、藤井委員。</p>   |
| 藤井委員 | <p>10番、藤井です。「5-30-26」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>いま事務局から説明がありましたが、この農地は全体で約 10 アールぐらいある農地だったのですが、それを 3 筆に分筆されて昨年 2 筆はずでに転用許可が下りまして住宅が建っております、残りの 1 筆が今回 5 条申請されたものであります。場所は、〇〇地区公民館から 100 メートルぐらい南の方に行ったところですが、配置図を見て頂くと町道が東側にありますが、そこに生活排水と雨水等に行くわけですが、側溝との境界にブロック等が積んでなかったのどうされるか聞いたわけですが、そのままで行くということだったのですが、道路の両方に側溝が入っていますので、これは上之馬場〇区の生活排水等の側溝にもなっていますので、砂利等、土砂等が入らないようにブロックでも積まれたらどうですかという提案をしたところでした。住宅を建てるにあたって、他の農地に対しての問題は無いかと思われましたが、皆様のご審議をよろしく願います。</p> |
| 議 長  | <p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-26」について現地調査の報告がありました、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>   |
|      | <p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>  |
| 議 長  | <p>はい、異議なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-30-26」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 4 ページをお開きください。</p> <p>議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定」について議題といたします。1 月集計分を事務局が説明いたします。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 12 月申請分につきまして説明いたします。</p> <p>1 番の所有権移転は、内之浦地区が、田が 1 件の 5 筆で 5,462 平方メートル、高山地区が、田が 3 件の 6 筆で 5,606 平方メートル、畑が 1 件の 1 筆で 852 平方メートルです。肝付町の合計、田が 4 件の 11 筆で 11,608 平方メートル、畑が 1 件の 1 筆で 852 平方メートル、合計で 5 件の 12 筆で 11,920 平方メートルです。詳細につきましては 5 ページに掲載してあります。この 5 件については、先月あっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立したものでございます。</p> <p>次に 2 番の利用権設定ですが、内之浦地区ですが、新規設定で田が 1 件の 4 筆で 3,361 平方メートル、畑はありません。高山地区は新規設定が、田が 17 件の 25 筆で 24,362 平方メートル、畑が 7 件の 17 筆で 38,879 平方メートル、再設定が、田が 25 件の 48 筆で 50,484 平方メートル、畑が 6 件の 18 筆で 23,834 平方メートルです。肝付町の合計ですが、田が 43 件の 77 筆で 78,207 平方メートル、畑が 13 件の 30 筆で 62,713 平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、56 件の 107 筆で 140,920 平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が 6 ページ、高山地区が 7 から 10 ページに掲載してあります。以上、よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>はい、今月は 1 番の所有権移転が 4 件、2 番の利用権設定は、内之浦地区が 1 件、高山地区が 55 件あります。まずは 1 番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いいたします。</p>  |
| 議 長 | <p>それでは、所有権移転の 4 件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>   |
|     | <p>【異議なしとの声あり】</p>   |
| 議 長 | <p>異議なしということですので、1 番の所有権移転の 4 件については、提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定について審議します。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p>  |
| 議 長 | <p>それでは、まずは内之浦地区の 1 件の申請につきまして審議します。異議、意見等ございませんか。</p>   |
|     | <p>【異議なしとの声あり】</p>   |
| 議 長 | <p>異議なしということですので、内之浦地区 1 件については許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、高山地区の申請に移ります。7 ページから 10 ページになります。まずはお目通しをお願いいたします。</p>  |
| 議 長 | <p>それでは審議に入りますが、まずは高山地区の 51 番に永野委員の関係する案件があります。会議規則により、永野委員の退席を求めます。</p> <p>(永野委員：退席)</p>  |
| 議 長 | <p>それでは、利用権の高山地区の 51 番の件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>   |
|     | <p>【異議なしとの声あり】</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>それでは、異議なしと認め、高山地区の 51 番の案件については、提案どおり許可することに決定しました。(永野委員：入室・着席)</p> <p>引き続きお目通しください。</p> <p>それでは、高山地区の 51 番を除く、他の 54 件について、一括審議します。</p> <p>異議、意見等ございませんか。</p>  |
|     | 【異議なしとの声あり】   |
| 議 長 | <p>異議なしということですので、高山地区 51 番を除く利用権設定の 54 件の申請については、提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、報告協議に入ります。1 番から 3 番まであります。11 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議、1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」22 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いします。</p>  |
| 議 長 | 合意解約の件について、ご意見等はありませんか。   |
|     | 【なしとの声あり】   |
| 議 長 | <p>なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、13 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 11 件あります。あっせん委員を選任したいと思います。まずは、「あ-30-52」について事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>「あ-30-52」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が 肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、地目・面積は、田が 2 筆で 1,874 平方メートル、あっせんの種類は 譲渡及び貸付希望です。</p> <p>希望価格については周辺相場で、貸付の場合は、数年耕作していなかったため、3 年ほどは無償での貸し付けが良いとのことです。</p> <p>場所につきましては、〇〇の〇〇工場から北へ、道なりに 900 メートルほど行った所になります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>                                   |
| 議 長 | <p>それでは「あ-30-52」のあっせん委員について、地区委員の福田委員と永野委員をお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-30-53」について事務局に説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>「あ-30-53」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町後田字〇〇 〇〇〇番外 3 筆で、地目・面積は畑が 4 筆で 5,433 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場であり、貸付期間が 5 年であります。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会に〇〇広場がありますが、ここから東へ 300 メートル、北へ 300 メートルの所に 4915-1 と 2、〇〇広場から東へ 400 メートル、南へ 100 メートルの所に 4606、ここから東へ 100 メートルほどの所に 4633-4 と</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>なります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>  |
| 議長  | <p>それでは「あ-30-53」のあっせん委員を、地区委員の大窪委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>次に14ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-30-54」について事務局に説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>「あ-30-54」につきまして、先日、借り手が見つかったということで取り下げがありましたので抹消をお願いいたします。</p>  |
| 議長  | <p>それでは「あ-30-54」の案件については、取り下げられましたので抹消してください。</p> <p>つぎに「あ-30-55」について、事務局に説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>「あ-30-55」について説明いたします。</p> <p>申出人が 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は 田が1筆で725平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類が貸付希望で、希望価格については無償となっており、貸付期間が3年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇の集会所から西へ100メートル、南に70メートルの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> |
| 議長  | <p>それでは「あ-30-55」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と大窪委員にお願いいたします。</p> <p>次に15ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-30-56」について事務局に説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>「あ-30-56」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町後田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は田が1筆で1,200平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については、周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会の〇〇自動車さんから北へ150mほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>              |
| 議長  | <p>それでは「あ-30-56」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と大窪委員にお願いいたします。</p> <p>次に、「あ-30-57」について事務局に説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>「あ-30-57」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外2筆で、地目・面積は田が3筆で2,064平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は貸付希望で、希望価格は無償、貸付期間が5年ということです。場所につきましては、〇〇の集会所から西へ300メートルほど行くと、圃場</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>整備の記念碑がございますが、ここから北へ、みちなりに 700 メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>  |
| 議 長 | <p>それでは「あ-30-57」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と大窪委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、16 ページをお開きください。</p> <p>次に、「あ-30-58」について事務局に説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>「あ-30-58」について説明いたします。</p> <p>申出人が ○○市○○区○○町○○○-○-○○ ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町新富字○○ ○○○番外3筆で、地目・面積は田が4筆で1,883平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格について周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、○○館から北西に200メートルほど行った所を、右に70メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>                        |
| 議 長 | <p>それでは「あ-30-58」のあっせん委員に、地区委員の白田委員と富永委員にお願いいたします。</p> <p>次に、「あ-30-59」について事務局に説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>「あ-30-59」について説明いたします。</p> <p>申出人が ○○市○○町○○○番地○ ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町宮下字○○ ○○○番外1筆で、地目・面積は田が2筆で2,267平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 譲渡希望で、希望価格について周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、○○小学校から南に40メートルの所に字○○の田が、○○分団詰所から東へ250メートル、南へ100メートルほどの所に字○○の田となります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは「あ-30-59」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>次に、17 ページをお開きください。</p> <p>「あ-30-60」について事務局に説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>「あ-30-60」について説明いたします。</p> <p>申出人が ○○市○○区○○ ○○町目○番○号 ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が肝付町宮下字○○ ○○○番で、地目・面積は田が1筆で1,049平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類が譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、○○分団詰所から南へ150mほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>  |
| 議 長 | <p>それでは「あ-30-60」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。</p>  |
| 議 長 | <p>次に、「あ-30-61」について事務局に説明を求めます。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>「あ-30-61」について説明いたします。</p> <p>申出人が ○○県○○市○○町字○○ ○○○○番地○ ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が肝付町宮下字○○ ○○○番で、地目・面積は田が1筆で985平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格について周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、あ-30-60でご説明しました所の隣接地になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>  |
| 議長  | <p>それでは「あ-30-61」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、18ページをお開きください。</p> <p>次に、「あ-30-62」について事務局に説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>「あ-30-62」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町宮下○○○番地○ ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が肝付町宮下字○○ ○○○番外1筆で、地目・面積は田が2筆で2,257平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格について周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、○○小学校から北へ、道なりに600メートルの所に字○○の田が、○○小学校から東へ400メートルほどの所に字○○の田となります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>                               |
| 議長  | <p>それでは「あ-30-62」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>次に、「あ-30-63」について事務局に説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>「あ-30-63」について説明いたします。</p> <p>申出人が ○○市○○町○○○-○ ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が肝付町新富字○○ ○○○番○外2筆で、地目・面積は田が3筆で2,904平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格について周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、○○振興会へ向かう途中、旧県道への分かれ道がございますが、この付近から北へ450メートルほどの所に2355-7が、また、ここから南東の方に、2979-2と3402-2となっております。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長  | <p>それでは「あ-30-63」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出に係る、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、19ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、19ページから21ページに、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれの、現在までの未成立の分と本日の新規分を載せております。20ページの貸付希望、30年度分の54番が先ほど説明しましたとおり、取り下げになりましたので、</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>消して頂きたいと思います。</p> <p>成立の報告があったものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。また、未成立分が結構ありますので、あっせんが成立しますようよろしくお願いいたします。あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>   |
| 議長   | この件に関しまして何かありませんか。   |
|      | 【なしという声あり】   |
| 議長   | <p>ないようですので、つづきましてその他に移ります。</p> <p>何かございませんか。 はい、永野委員。</p>   |
| 永野委員 | 〇〇の所に〇〇が移りましたが、工事をするのに業者が隣の農地に工事用のプレハブを建てたりして、まだ農地に復旧せずそのまましてあるようですが、申請関係はどういう形でされたのか、店舗は開店してから1か月近くなるようですが。   |
| 議長   | 事務局どうですか。  |
| 事務局  | あそこは、一時的な現場事務所で使いたいということで、業者から申請がありまして、1月31日まで借用させてくださいという申請でありますので、必ず完了報告を出してくださいということになっておりまして、原状回復までが条件になっております。期限まで待っている状態です。期限を過ぎても書類が上がってこない場合は指導をしたいと思っています。  |
| 議長   | 只今の説明のとおりですがよろしいですか。   |
| 永野委員 | はい。  |
| 議長   | 他にありませんか。 はい、事務局。  |
| 事務局長 | <p>私の方から、アンケート調査につきましては、大変ご苦勞をして頂いております。現在の提出分が約70パーセントの進捗率となっているようですが、調査予定名簿の中には、死亡されている方、不在等のため調査が出来ない方など相当数あると思われまます。このようなこと等を加味しますと、ほぼ調査が終了に近づいたと思われまます、まだ残っているところもあるようです。忙しい中ではありますが協力方よろしくようお願いいたします。それから地域の中で、色々な相談や意見事を聞かれると思ひますが、以前お配りした農家相談の手引き等も活用して頂きながら相談事に載っていただければと思ひますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それと、昨年12月29日に中西委員が亡くなられ、内之浦地区北方の6地域を担当してもらっていた委員が1名減ということになりましたが、委員の活動でいろいろ支障が考えられますが、農業委員の選任に関する規則がありまして、その中に委員の補充ということが定めてあります。その中を見ますと委員の補充につきましては、委員が罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、規定に定める手続きに基づき、速やかに委員の補充に努めなければならない、というものと、欠員が定数の3分の1を超えた場合は、規定に基づき速やかに委員を補充しなければならない、ということになっております。今回の死亡による1名の欠員については、この条項の中には該当しないということになります。農業委員については、担当地域は決めています、定数の中に担当区域というものではなく、定数16名が町内全域を見ていくという形になります。今回の場合、北方地区に2名委員</p> |

|      |   |
|------|---|
| 事務局長 | がいらっしやったところが1名になりましたが、1人で大変だろうと思いますが、補充については条項に該当するものが無いということをご報告します。また、皆様方も委員が亡くなって補充がどうなるのか考えておられたかと思いますが、ただいま説明のとおりであります。なお、町長には委員の補充についての規則の内容について話してあります。以上、委員の補充に関する規則についてはそういうこととなります。 |
| 議 長  | 只今説明がありましたけれども、北方が1名減ということですが、副会長の福園委員が1人になりますけれども、頑張って下さるそうですので周りの委員の方々も協力して行ってください。よろしく願いいたします。その他で他にありませんか。  |
|      | 「なしとの声あり」   |
| 議 長  | それでは、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、2月25日(月曜日)午前10時からの予定ですのでよろしくお願いいたします。それでは以上で、1月の定例総会を閉会いたします。   |

<午前11時15分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成31年1月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 白田 利秋

委 員 中嶋 睦巳